

公 告

令和6年8月21日

防衛省陸上自衛隊
高知駐屯地業務隊長 浅野 正仁

陸上自衛隊高知駐屯地において実施をする駐屯地創立記念日行事等における
展示即売店の設置及び経営に関する業者の募集について

高知県香南市香我美町上分3390番地に所在する陸上自衛隊高知駐屯地において
実施をする令和7年度駐屯地創立記念日行事、駐屯地納涼祭に展示即売店を設置し
経営を行う業者について、次のとおり募集します。

- 1 応募資格
防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）又は同等の資格を有すること。
- 2 設置方法
国有財産法第18条第6項に基づく行政財産の使用許可
- 3 設置場所
陸上自衛隊高知駐屯地
屋 外
 - (1) 厚生センター前（車両での販売）
各日所要区画（1区画3m×5mの15㎡）
 - (2) 駐屯地グラウンド等（テントでの販売）
各日所要区画（1区画3m×5mの15㎡）
 - (3) 駐屯地グラウンド等（車両での販売）
各日所要区画（1区画3m×5mの15㎡）※ 店舗位置については、展示即売会開催の都度、事前に担当者が指示します。
- 4 設置予定期間
 - (1) 駐屯地創立記念日行事 令和7年5月中旬とするも開催時期確定後、別途連絡
 - (2) 駐屯地納涼祭 令和7年8月上旬※ 各行事は業務、天候その他の都合により取止め又は延期する場合がある。
各行事の細部日程がわかり次第、連絡及び各種調整等を致します。

5 公告期間

令和6年8月30日（金）午前10時から令和6年9月13日（金）午後5時まで。

6 募集要領の配布

(1) 期間

令和6年8月30日（金）午前10時から令和6年9月13日（金）午後5時まで（土日、祝日等を除く。）

(2) 場所

〒781-5495 高知県香南市香我美町上分3390番地
陸上自衛隊高知駐屯地業務隊厚生科厚生班
TEL 0887-56-3471 内線328（担当 厚生班長、厚生係）

7 説明会

(1) 新規出店希望業者の方に対して実施します

(2) 日時：令和6年9月26日（木）から令和6年9月27日（金）の間で相互に調整した日

(3) 時間：参加希望業者と個別に調整し決定します。

(4) 場所：陸上自衛隊高知駐屯地内厚生センター2階「談話室」

(5) 別紙「業者説明会参加申込書（FAX用等）」（連絡内容）

(6) 注意事項

ア 本説明会に参加されない新規参加希望業者の方は、公募に参加できません。

イ 説明会に参加を希望される業者の方は、準備の都合上、9月20日（金）午後5時までに、高知駐屯地業務隊厚生科厚生班までご連絡下さい。

ウ 参加は1業者2名以内でお願い致します。

エ 連絡先

陸上自衛隊高知駐屯地業務隊 厚生科厚生班 担当 厚生班長、厚生係
TEL 0887-56-3471 内線328又は671
FAX 0887-56-3475

8 その他

細部の内容は、募集要領によります。

業者説明会参加申込書（FAX用等）

会社等の名称	
--------	--

開催場所	参加人数	移動手段	車両の有無	車種及び車番
高知駐屯地				車種： 車番：

番号	氏名	年齢	連絡先（携帯電話番号等）
1			
2			

説明会希望日時
令和 5年 9月 日 午前・午後 時 分

- 1 各業者の参加は2名以内
- 2 令和6年9月20日（金）までに提出または連絡をお願いします。

募 集 要 領
(臨時展示即売店)

陸上自衛隊高知駐屯地業務隊

募集要領

1 概要

令和7年度に陸上自衛隊高知駐屯地で実施する創立記念日行事及び駐屯地納涼祭において来隊者及び隊員家族等に対してサービスの提供を行うとともに、隊員相互の親睦等のため臨時展示即売店の設置及び経営に関する業者を以下に記載する諸条件に従い募集する。

2 応募資格

- (1) 防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）又は同等の資格を有すること。
- (2) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと。
- (3) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益をを図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと。
- (6) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。
- (7) 暴力団又は暴力団員及び(3)から(6)までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者でないこと。

3 設置施設の所在地及び名称

- (1) 所在地 高知県香南市香我美町上分3390番地
- (2) 名称 陸上自衛隊高知駐屯地

4 設置予定期間

- (1) 駐屯地創立記念日行事 令和7年5月中旬とするも開催時期確定後、別途連絡
 - (2) 駐屯地納涼祭 令和7年8月上旬
- ※ 各行事は業務、天候その他の都合により取止め又は延期する場合がある。

5 募集業者数（基準）

- (1) 駐屯地創立記念日行事 16業者
- (2) 駐屯地納涼祭 20業者
- (3) 希望業者が多数の場合は採点及び審査の結果で、上記業者数にて選考をさせていただきます。

6 設置条件

(1) 設置方法

国有財産法第18条第6項に基づく行政財産の使用許可により設置する。

(2) 設置場所 陸上自衛隊高知駐屯地

屋 外

ア 厚生センター前車両販売

各日所要区画（1区画3m×5mの15㎡）

イ 駐屯地グラウンド等（テント等での販売）

各日所要区画（1区画3m×5mの15㎡）

ウ 駐屯地グラウンド等（車両での販売）

各日所要区画（1区画3m×5mの15㎡）

※ 設置位置については、別紙第1「展示即売店設置予定位置図」のとおり。

尚、必要により展示即売店開催位置及び設置面積が変更される場合がある。
細部は、担当者が別途指示をする。

(3) その他

別冊第2「仕様書」のとおり。

7 業者説明会

設置を希望する新規業者に対し、実施する。

(1) 時 期：令和6年9月26日（木）及び令和6年9月27日（金）の相互に調整した日

(2) 時 間：説明会参加希望業者と個別に調整し決定する。

(3) 場 所：陸上自衛隊高知駐屯地内 厚生センター2階「談話室」

(4) 携行品：募集要領、仕様書

(5) 説明会に不参加の業者については、公募への申請はできません。

(6) 参加希望者

ア 令和6年9月20日（金）午後5時までに連絡又はFAX

イ 連絡内容、別紙第2「業者説明会参加申込書（FAX用等）」

ウ 連絡先

陸上自衛隊高知駐屯地業務隊厚生科厚生班 厚生班長、厚生係

TEL 0887-56-3471 内線328

FAX 0887-56-3475

8 応募手続き等

(1) 申請書等の提出

設置を希望する者は、次のとおり、アの提出書類を、イの提出先に、ウの提出期限内に持参し、募集要領に記載されたフォーマットのとおり作成すること。

なお、提出された書類は返却しない。

ア 提出書類

(ア) 別紙第3「申請書」1部

(イ) 別紙第4「企画提案書」 正1部、写し12部

- ※ 次の事項について、必ず全て記載、提出すること。
- a 別紙第5「主な販売予定商品・販売価格表」
 - b 従業員管理（身元管理、健康管理等）
 - c 環境対策、ゴミ・廃棄物の処分方法
 - d 衛生管理方法
 - e クレーム・要望等があった場合及び事故・トラブルが発生した場合の対処方法
 - f 高知駐屯地における営業方針（利用する際の利点）
 - g 会社概要
 - h その他のアピールポイント
 - i 販売予定商品と同等の写真（特に飲食物の質・量の確認）
- (ウ) 別紙第6「出店行事等要望表」1部
- (エ) 企画提案書付属書類13部
販売商品カタログ、その他企画提案書の販売商品がわかる具体的資料等（日本工業規格A4）
- (オ) その他関係書類 各1部
公募に参加する者に必要な資格を確認するため、次の関係書類を併せて提出すること。（関係書類の不備又は参加資格がないと判断された場合は、企画提案書の審査は行わず無効とする。）
- a 別紙第7「業務確約書」
 - b 戸籍抄本（法人である業者にあつては、登記簿謄本（履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書））
※発行後3ヶ月以内のもの。
 - c 営業経歴書（会社の商号・所在地、代表者役職・氏名、沿革（営業年数）、役員や従業員数等の概要、営業品目、営業所の所在状況等。上記内容が記載されたパンフレット等でも可）
 - d 財務諸表（個人：直近の（申請日直前1年以内に税務署に提出した。）所得税青色申告決算書、確定申告書、法人：直近の（申請日直前1年以内に確定した。）貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、正味財産増減計算書、収支計算書、決算報告書等
 - e 直近の法人税又は所得税に関する納税証明書（個人：その3の2、法人：その3の3）
※発行後3ヶ月以内のもの。
 - f 会社概要（様式は問いません。上記c．営業経歴書又はその内容が記載されたパンフレットを提出する場合は、会社概要は不要）
 - g 印鑑証明書 ※発行後3ヶ月以内のもの。
 - h 都道府県知事等の発行した営業許可書等の写し（許可を必要とする業種のみ。食品等を現地で加工販売する業種等にあつては、併せて菌検索結果等の食品衛生上の書類）
- (注) 防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）「物品の販売」を有する者に限り、「資格決定通知書」の写し（コピー）を b、c、d及びeに定める書類に代えることができる。

イ 提出先

〒781-5495 高知県香南市香我美町上分3390番地
陸上自衛隊高知駐屯地業務隊 厚生科 厚生班
TEL 0887-56-3471 内線328

ウ 書類等提出期限

令和6年10月11日（金）午後5時（必着）

(2) 応募者の失格

次のいずれかに該当する行為があった場合は、失格とする。

ア 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合

イ 提出書類等が募集要領に記載されている事項を満たさない場合

ウ 提出書類等に虚偽の記載があった場合

エ 審査の公平性に影響を与える行為があったと認められる場合

オ 防衛省に支払う国有財産使用料及び光熱水料を滞納している場合

カ その他、違反と認められる場合

(3) 提案修正の禁止

原則として、提出後の書類変更（修正、差し替え、削除、追加）を禁止する。

9 選考の方法

提出された企画提案書等に基づき、書類選考による総合的審査の上、展示即売店、実施可能業者を決定する。

10 出店業者の決定 令和6年11月15日（金）

11 業者決定後の提出書類

(1) 提出書類（業者決定後、別途配布）

ア 別紙第8「国有財産一時使用申請書」2部

イ 別紙第9「誓約書」1部

ウ 別紙第10「役員名簿」1部

(2) 提出先は申請書等の提出に同じ。

(3) 提出期限概要

下記に示す時期の3ヶ月前を基準

ア 駐屯地創立記念日行事 令和7年5月中旬

イ 駐屯地納涼祭 令和7年8月上旬

※ 各行事が業務、天候その他の都合により取止め又は延期する場合は、担当者が事前に通知する。

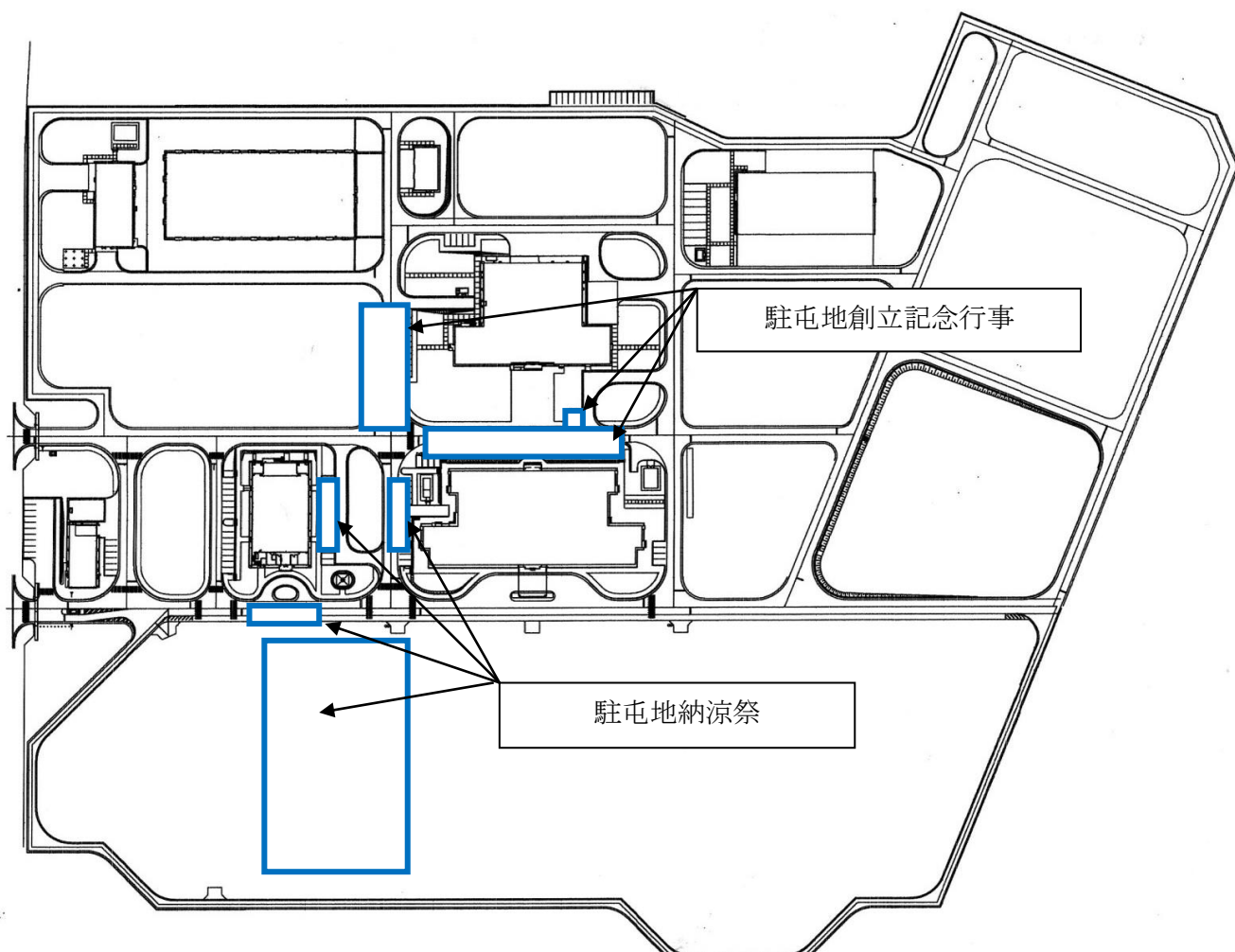
12 その他

(1) 出店要望日等希望に添うことができない場合がある。

(2) 自己都合により出店を取止めた場合、次回以降の展示即売店公募に参加できない場合がある。

展示即売店設置予定位置図

必要により展示即売店開催位置及び設置面積が変更される場合があります。



業者説明会参加申込書（FAX用等）

会社等の名称	
--------	--

開催場所	参加人数	移動手段	車両の有無	車種及び車番
高知駐屯地				車種： 車番：

番号	氏名	年齢	連絡先（携帯電話番号等）
1			
2			

説明会希望日時			
令和	6年	月	日
午前・午後		時	分

- 1 各業者の参加は2名以内
- 2 令和6年9月20日（金）までに提出または連絡をお願いします。

申 請 書

令和 年 月 日

陸上自衛隊
高知駐屯地業務隊長 殿

本社（店）所在地

フリガナ

商号又は名称

フリガナ

代表者の氏名

印

法人・個人の別

法人

・

個人

担当者氏名：

電 話：

F A X：

高知県香南市香我美町上分3390番地に所在する高知駐屯地において、令和5年度展示即売店を設置し、経営を行うことについて希望するので申請します。

なお、この申請書及び添付書類の記載事項については、事実と相違ないことを誓約します。

商号、代表者、担当者氏名にフリガナを、申請印は登録印を使用してください。

6 高知駐屯地における営業方針（利用する際の利点）（200字以内）

7 会社概要

（1） 本社所在地

（2） 設立年月日

（3） 資本金

（4） 社員数

（5） 店舗数

（6） 売上高

8 その他のアピールポイント（200字以内）

9 販売予定商品と同等の写真（添付）

出店行事等要望表

行事等	車両以外での販売	車両での販売
駐屯地創立 記念行事		
駐屯地 納涼祭		

※記入例

行事等	車両以外での販売	車両での販売
駐屯地創立 記念行事	○	
駐屯地 納涼祭		○

業務確約書

令和 年 月 日

陸上自衛隊
高知駐屯地業務隊長 殿

「令和5年度陸上自衛隊高知駐屯地における臨時展示即売店の設置及び経営」の
応募に関し、仕様書に定める業務を適正に履行できることを確約致します。

本社（店）所在地

フリガナ
商号又は名称

フリガナ
代表者の氏名

印

法人・個人の別 法人 ・ 個人

担当者氏名：

電 話：

F A X：

※ 商号、代表者、担当者氏名にフリガナを、申請印は登録印を使用してください。

令和 年 月 日

防衛省所管国有財産部局長
中国四国防衛局長 殿
(高知駐屯地業務隊長経由)

申請者 住所
氏名

印

国有財産（防衛省行政財産）（新規）一時使用申請書

- 1 使用しようとする財産の所在地及び口座名
 - (1) 所在地
 - (2) 口座名

- 2 使用しようとする物件の明細

区分	財産 番号	種目	構造	細分	数量	価格	備考

- 3 使用しようとする理由
来訪者又は所在隊員の福祉、厚生のための展示即売店設置のために使用したい。
- 4 用途又は利用計画
 - (1) 用途
 - (2) 利用計画
別添「利用計画図」のとおり。
- 5 使用期間
- 6 使用料
御指示のとおり。
- 7 使用条件
御指示のとおり。
- 8 図面
案内図、利用計画図、平面図、求積図
- 9 その他参考事項
担当者：

TEL
FAX

誓 約 書

- 私
- 当社

は、下記1に該当せず、将来においても該当しないことを誓約します。また、貸付又は使用許可を受けた国有財産の使用に当たっては、下記2に掲げる使用等を行わないとともに、暴力団員等による不当介入を受けた場合には、下記3の措置を行うことを誓約します。また、当方が下記1に該当しないことを確認するため、当方の個人情報について、国が警察当局へ情報提供することに同意します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団を言う。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

なお、役員等に変更があった場合は、速やかに別紙第10により変更後の役員名簿を提出します。

2 公序良俗に反する使用等

暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、貸付物件（使用許可物件）を第三者に転貸し又は賃借権を譲渡すること。

3 警察への通報等

- (1) 貸付物件（使用許可物件）を使用するに当たって、暴力団又は暴力団員、社会運動標ぼうゴロ（※1）、政治活動標ぼうゴロ（※2）、その他暴力団関係者から、不当要求又は業務妨害を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、速やかに警察に通報し、捜査上必要な協力を行うこと。
- (2) (1)による警察への通報及び捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により、許可者に報告すること。

※1 社会運動を仮装し又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行う恐れがあり、市民生活の安全に脅威を与える者

※2 政治活動を仮装し又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行う恐れがあり、市民生活の安全に脅威を与える者

防衛省所管国有財産部局長
中国四国防衛局長 殿

令和 年 月 日

住所又は所在地

氏名又は名称

仕 様 書
(臨時展示即売店)

陸上自衛隊高知駐屯地業務隊

仕様書

1 業務件名

令和7年度陸上自衛隊高知駐屯地創立記念日行事等における展示即売店の設置及び経営

2 業務内容

展示即売店の設置及び経営

3 相手方の決定

本業務を行う者については、陸上自衛隊高知駐屯地業務隊長（以下、「甲」という。）が決定する。

4 国有財産の使用許可

- (1) 本業務を行う者は、展示即売店の設置場所に係る国有財産の使用許可を得なければならない。
- (2) 国有財産の使用許可は、別紙に示す当該駐屯地等を所管する中国四国防衛局長（以下、「乙」という。）が行う。
- (3) 次の各号に該当する場合は、使用許可を取り消し、又は変更することがある。
 - ア 国有財産の使用許可の相手方（以下、「丙」という。）が使用許可条件に違反したとき。
 - イ 丙が自己都合による業務の解除をするとき。
 - ウ 国が使用物件を必要とするとき。
 - エ 丙の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
 - オ 丙の役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
 - カ 丙の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
 - キ 丙の役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
 - ク 丙の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- (4) 使用許可期間が満了したとき、又は使用許可を取り消された場合は、丙は直ちに自己の負担で使用財産を原状に回復し、返還すること。

ただし、継続した場合は、この限りではない。また、この場合丙は国に対し、一切の補償を請求することはできない。

5 丙の資格

丙は、次の各号の条件を満たしていること。

- (1) 業務遂行上必要とされる関係法令及び規則等を遵守できること。
- (2) 業務の全部又は一部を第三者に委託し又は譲渡することなく遂行できること。
- (3) 国有財産使用許可書の使用許可条件を遵守できること。
- (4) 本仕様書の全記載事項を遵守できること。

6 設置場所 陸上自衛隊高知駐屯地 屋 外

- (1) 厚生センター前車両販売
各日所要区画（1区画3m×5mの15m²）
- (2) 駐屯地グラウンド等テント販売
各日所要区画（1区画3m×5mの15m²）
- (3) 駐屯地グラウンド等車両販売
各日所要区画（1区画3m×5mの15m²）

7 国有財産使用料

丙は、乙に展示即売店の設置に係る面積に応じた国有財産使用料を支払うこと。

1平方メートルあたりの国有財産使用料の目安は、以下のとおりであるが、最終的な金額は使用許可する時点で決定する

【参考額：令和5年度実績額】

・屋外日額 32円/m²（消費税込み。）

なお、国有財産使用料は、歳入徴収官が指定する期日までに全額を前納することとし、期日までに納金しなかった場合は、延滞金が発生するものとする。

8 行事予定時期等

- (1) 駐屯地創立記念日行事は令和7年5月中旬とするも開催時期確定後、別途連絡
- (2) 駐屯地納涼祭は令和7年8月上旬
- (3) 業務等その他の都合により当該行事を取止め、縮小又は延期する場合がある。
- (4) 実施日時、連絡事項等については、行事決定後通知をする。

9 費用負担

本業務に伴う費用は、丙の負担とする。

10 名義使用の制限

丙は、自己の営業上の取引に関して、甲及び乙の名義を使用してはならない。

11 管理責任

- (1) 丙は、自らの責任において展示即売店を管理し、火災、盗難、食中毒等の予防及び保安について常に心掛け、いかなる事故発生の場合も甲及び乙に対し、損害の賠償その他の申し立てをしないものとする。
- (2) 丙は、従事員の身元、規律の保持、風紀及び衛生に関することなど、人事管理その他これらに関する関係諸法令の運用について、一切の責任を負わなければならない。
- (3) 丙の従事者は、日本国籍を有する者とし、また、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入してはならない。
- (4) 丙は、自らの責任において廃棄物の処理、減量化及びリサイクル化について、関係法令及び規則等に基づき適正に行わなければならない。

12 衛生等の保持

丙は、丙の従事関係者が結核及び「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」で定義されている感染症を発症した場合又はその疑いのある場合には、業務に従事させないこととし、甲及び乙に対して速やかに報告すること。また、新型コロナウイルスの感染者（疑い含む。）については、当該業者を含めて当駐屯地への出入りを制限する場合がある。

13 情報保全の遵守

- (1) 丙は、甲、乙及び担当職員（業務隊長が指定する者）（以下、「甲等」という。）の与えた指示及び本業務の遂行上知り得た甲等に関する情報（書面等をもって甲等が丙に提供した情報並びに施設内及びそれに準ずる場所で作業する際に見聞又は認識した情報の一切）の保全を遵守し、これを本業務の履行以外の目的に使用し、又は第三者に開示してはならない。
- (2) 丙は、自らの従事関係者に情報保全を遵守させるために必要な措置を取らなければならない。

14 損害賠償

丙は、債務不履行の場合、情報保全に関する義務に違反した場合及びその他業務に関して甲等に損害を与えた場合には、甲等に対し一切の損害を賠償するものとする。

15 自己都合による業務の解除

丙は、自己の都合により本業務を解除しようとするときは、事前に甲及び乙に通知し、甲及び乙の指示に従い解除することができる。
また、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立を行う者は、当該手続開始前に解除を申し出ること。

16 業務仕様

- (1) 丙は、自ら提出した企画提案書に基づき業務を適正に履行することとし、企画提案書の内容について、甲の了解なく変更しないこと。
ただし、丙は、食材、容器、燃料等の高騰又は消費税等の税率変更に伴い販売商品の価格変更が必要となった場合は、甲と協議し、価格を変更することができる。
- (2) 本業務の遂行に当たっては、担当職員の指示に従うこと。
- (3) 丙は、庁舎内への出入り及び施設への立ち入りについては、庁舎内で定められた関係規則の手続きを行うとともに、諸規定に従うものとし、許可を受けていない施設へは、立ち入らないこと。
- (4) 食材、容器、燃料、発電機、テント、テーブル、イス、照明器具、ゴミ箱その他、展示即売店の設置及び経営に必要な諸物品は、丙が準備するものとする。
- (5) 展示即売店の設置、移設及び撤去に係る費用は、丙の負担とする。また、当該作業の遂行に当たっては、担当職員の指示に従うこと。
- (6) 丙は、使用物件の維持保存のため通常必要とする修繕費その他の経費を負担しなければならない。
- (7) 販売商品の選定にあたり、常に利用者の需要が高い商品等の提供に努めるものとし、担当職員の指示に可能な限り従うものとする。
- (8) 丙は、営業許可が必要な販売商品を取り扱う場合、営業許可を取得した後、販売すること。
- (9) 丙は、商品の瑕疵（かし）等について展示即売店利用者又は担当職員からの連絡を受けた場合は、即時に対応すること。
- (10) 丙は、各日、設置場所周辺の清掃を行い、衛生管理について一切の責任を負うものとする。
- (11) 丙は、売上金額をその都度担当職員に報告すること。
- (12) 丙は、本業務の従事者に係る書類（履歴書（写し））など、甲が必要と判断した書類の提出を求められた場合には、担当職員に提出しなければならない。
- (13) 丙は、販売品目に重大なトラブル（異物混入、食中毒、リコール等）が発生した場合には、担当者に速やかに報告するとともに、直ちに商品を回収し、甲の指示（全商品の販売停止を含む。）に従わなければならない。
- (14) 丙は、使用物件の一部を第三者に転貸し、第三者と共同で使用してはならない。
- (15) 丙は、本仕様書に記載されている遵守項目に違反した場合及び故意の過失により甲、乙又は展示即売会利用者に被害が発生した場合は、直ちに業務を取り消すとともに、次回以降、業務に従事できない場合がある。
- (16) 丙は、公募説明会及び実施可能業者に対する説明会での遵守事項に違反した場合及び甲が要求している書類を提出しなかった場合（提出期限を守らなかった場合及び催促しても至急提出しない場合も含む。）は、次回以降、業務に従事できない場合がある。
- (17) 本仕様書に記載のない事項及び細部については、必要の都度、担当職員及び丙の間で協議する。

17 情報公開

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年5月14日 法律第42号）に基づき本業務に関する行政文書の情報公開請求が行われた場合は、第5条第2号に該当する情報を除き開示するものとする。

18 その他の営業条件

- (1) 職員等のニーズに合った商品、価格を提供するよう努めること。
- (2) 現地で食品等を加工して販売する業種等については、菌検索結果等の食品衛生上の書類を提出するものとする。
- (3) 緊急時等は、国が使用する場合がある。
- (4) 丙が、社会通念上の違反行為、又は駐屯地等に対する業務妨害等を行った場合、本業務の許可を国が取り消す場合がある。